

J R 路線利用促進事業（会場費等助成事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、島根県鉄道整備連絡調整協議会（以下「協議会」という。）が、J R 路線の利用促進を図るため、予算の範囲内で、J R 駅周辺で会議等を開催し、当該会議等の参加者に J R 路線の利用を呼びかける取組を行った者に対して、会議等開催に要する費用等の一部を助成するために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 「企業等」とは、事業活動を行う法人（法人以外の団体であつて、規約等を定めて組織として活動しているものを含む。）及び個人経営の事業所のことをいう。
- 二 「会議等」とは、会議や研修、講演会等であつて、10人以上の者が参加して実施するものをいう。
- 三 「J R 路線利用促進企業等」とは、第6条の規定により、登録を受けた企業等をいう。
- 四 「沿線地域」とは、山陰本線東部沿線地域、山陰本線西部・山口線沿線地域及び木次線沿線地域をいい、それぞれの区域については別表1のとおりとする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、第6条の規定による登録を受けていることとする。

（登録基準）

第4条 J R 路線利用促進企業等の登録基準は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- 一 J R 路線の利用に積極的に取り組むこと
- 二 島根県内に企業等の所在を有すること
- 三 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2条第6号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

（登録申請）

第5条 J R 路線利用促進企業等の登録を受けようとする企業等は、登録申請書（様式第1号）を協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、申請を行うものとする。

（登録の決定）

第6条 会長は提出された登録申請書を確認し、第4条の登録基準に適合すると認められるときは、申請を行った企業等を J R 路線利用促進企業等として登録し、当該企業等に登録番号を通知する。

(変更の届出)

第7条 JR路線利用促進企業等は、登録内容に変更があった場合は、変更届出書(様式第2号)を速やかに会長に届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第8条 会長はJR路線利用促進企業等が第4条に定める登録基準を満たさなくなった場合は、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録の取消しを受けた企業等は、速やかに登録番号通知書を返納するものとする。

(補助対象事業)

第9条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、JR路線利用促進企業等が開催する会議等であって、当該会議等に参加した者の5人以上(ただし参加者が20人以下の会議等の場合は5分の1以上)が、当該会議等へ参加するためにJR路線を利用して移動したものとする。

2 前項の会議等については、次に掲げるものは対象としない。

- 一 県外で開催されたもの及び沿線地域外で開催されたもの
- 二 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- 三 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- 四 参加する者から参加料等の料金を徴収するもの
- 五 その他、会長が適当でないと判断したもの

3 第一項のJR路線とは、次に掲げる県内の路線とする。

- 一 山陰本線(安来駅から飯浦駅までの区間に限る)
- 二 木次線(宍道駅から三井野原駅までの区間に限る)
- 三 山口線(津和野駅から益田駅までの区間に限る)

(補助対象経費)

第10条 補助対象経費は、主催者が負担する会議等を開催するために借り上げた会場の利用料(備品や冷暖房費含む。飲食代は除く。)とする。

(補助金の額等)

第11条 補助金の額は、予算の範囲内とし、一申請あたりの上限額は10万円とする。

2 補助金の交付は、一のJR路線利用促進企業等あたり2回までとする。

3 前項の規定にかかわらず、JR路線利用促進企業等の所在地がある沿線地域以外で会議等を開催した場合は、前項に定める回数とは別に、1回まで補助金を交付することができる。

4 補助金の算定に当たっては、消費税及び地方消費税は含まないものとする。なお、補助金の交付額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 一 会議次第等及び参加者名簿
- 二 JR路線を利用して移動した人数がわかるもの(JR運賃の領収証の写し等)
- 三 第10条の利用料がわかるもの(領収証の写し等)

(補助金の交付決定)

第13条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに当該内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするとともに、当該決定内容を申請者に通知するものとする。この場合、当該申請者の決定する口座への補助金振込をもって当該通知をしたものとみなす。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第14条 会長は、交付申請者の偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたとき又は交付申請者がこの要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合は、補助金の交付決定を取消し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備等)

第15条 補助対象者は当該補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(二重補助の禁止)

第16条 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月23日から施行する。

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。